

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>動物愛護管理センター</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われているものが8件あった。また、8件の契約のうち6件については、請求日後に経費支出伺（支出負担行為）の決裁が行われていた。</p> <p>なお、下記1の決裁遅延（平成30年5月28日）判明後、同様事案の有無について確認されておらず、平成31年3月までの間に7件の決裁遅延が発生していた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約名称：大阪府動物愛護管理センターで使用する小型・乗用・自家用車輛（1台）の賃貸借契約の締結及び経費の支出について <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約日：平成29年11月14日 (2) 履行期間：平成30年4月1日から平成30年11月15日まで (3) 負担行為額：259,200円 (4) 請求日：平成30年5月1日 (5) 経費支出伺の決裁日：平成30年5月28日 (6) 支出額：34,560円 2 契約名称：旧動物管理指導所における機械警備に係る電話回線使用料の経費支出について <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象期間：平成30年3月26日から平成30年3月31日まで (2) 請求日：平成30年6月5日 (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年7月31日 (4) 支出額：1,623円 3 契約名称：平成30年度全国動物管理関係事業所協議会近畿ブロック会会費納入に係る経費の支出 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履行期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (2) 請求日：平成30年7月27日 (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年8月12日 (4) 支出額：2,000円 4 契約名称：ゆうちょ銀行振込用紙による大阪府動物愛護管理基金への寄附に伴う手数料の支払いについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約日：平成30年9月1日 (2) 履行期間：平成30年9月1日から平成31年3月31日まで (3) 負担行為額：3,000円 (4) 請求日：平成30年10月10日 (5) 経費支出伺の決裁日：平成30年10月13日 (6) 支出額：30円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項は、財務規則を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。</p> <p>これら会計事務の不備に関して、センター職員を対象に会計事務研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、朝礼において注意喚起を複数回行った。</p> <p>また、年度当初に契約等の手続が必要な案件をリストアップして、手続漏れがないか確認することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

	<p>5 契約名称：犬の回収及び運行管理業務委託契約の締結及び経費の支出について (1)契約日 : 平成30年4月1日 (2)履行期間 : 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (3)経費支出伺の決裁日：平成30年10月18日 (4)負担行為額：4,263,840円</p> <p>6 契約名称：猫の回収及び運送業務委託契約の締結及び経費の支出命令について (1)契約日 : 平成30年4月1日 (2)履行期間 : 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (3)経費支出伺の決裁日：平成30年10月18日 (4)負担行為額：4,598,100円</p> <p>7 契約名称：「大阪府職員の地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員送迎バスの利用に関する覚書」の関する経費について (1)契約日 : 平成29年7月28日 (2)履行期間 : 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (3)負担行為額：3,320,352円 (4)請求日 : 平成30年11月27日 (5)経費支出伺の決裁日：平成30年11月30日 (6)支出額 : 3,320,352円</p> <p>8 契約名称：動物愛護管理センター泉佐野支所に設置している浄化槽の保守点検業務委託に係る経費支出について (1)契約日 : 平成30年4月2日 (2)履行期間 : 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (3)請求日 : 平成31年3月5日 (4)経費支出伺の決裁日：平成31年3月12日 (5)支出額 : 36,720円</p>		
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>家畜保健衛生所</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結日後に行われていた。 また、契約後にやむを得ない理由で支出負担行為の変更をするときは、変更経費支出伺書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、変更経費支出伺書を作成せず、受注者からの請求後に行っているものがあった。</p> <p>経費支出伺の遅れ</p> <p>1 契約名称：家畜保健衛生所における自動ドアの修理 (1) 契約日：平成30年4月23日 (2) 履行期間：平成30年4月23日から平成30年4月27日まで (3) 検査日：平成30年4月23日 (4) 経費支出伺の決裁日：平成30年4月25日 (5) 支出額：75,600円</p> <p>2 契約名称：動物用多項目自動血球計数装置の修理 (1) 契約日：平成30年5月23日 (2) 履行期間：平成30年5月23日から平成30年5月31日まで (3) 検査日：平成30年5月23日 (4) 経費支出伺の決裁日：平成30年5月28日 (5) 支出額：31,104円</p> <p>3 契約名称：ウイルス検査室内における空調設備の修理 (1) 契約日：平成30年7月19日 (2) 履行期間：平成30年7月19日 (3) 検査日：平成30年7月19日 (4) 経費支出伺の決裁日：平成30年7月26日 (5) 支出額：58,298円</p> <p>変更経費支出伺の遅れ</p> <p>1 契約名称：温水高圧洗浄機の修理 (1) 契約日：平成30年4月26日 (2) 履行期間：平成30年4月26日から平成30年6月11日まで (3) 当初の経費支出伺の決裁日：平成30年4月26日 (4) 変更経費支出伺の決裁日：平成30年6月12日 (5) 検査日：平成30年5月31日 (6) 支出額：1,879円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結日後に行われていた検出事項の原因であるが、契約事務担当者が大阪府財務規則の運用を誤って解釈し、請求書により金額が明らかになってから経費支出伺書を作成できると誤解していたことに加え、決裁時における所属によるチェック機能が働いていなかったためである。</p> <p>所属のチェック体制を再確認するとともに、業者と契約する際は、経費支出伺書による決裁後でなければ発注できないことを再認識し、同種の誤りを繰り返さないよう、会計事務担当者に対して、財務規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>また、変更経費支出伺が遅れた検出事項であるが、高圧洗浄機の修理に使用する部品が海外からの取り寄せのため、調達に要する費用の為替レートが確定していなかったことから、変更増額を行うのは修理費用確定後に行えばよいと誤解していたものである。今後は事前に契約相手に概算額を確認し、変更増額の決裁を取り、同種の誤りを繰り返さないよう、所属内で情報共有すると共に、会計事務担当者に対して、財務規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p>